

控 訴 状

令和5年5月25日

福岡高等裁判所那覇支部 御 中

控訴人訴訟代理人

弁 護 士 大 井 琢

当事者の表示 別紙当事者目録のとおり

石垣市平得大俣地域への陸上自衛隊配備計画の賛否を問う住民投票において投票することができる地位にあることの確認請求控訴事件

訴訟物価額 金480万円（算定不能）

貼用印紙額 金2万1750円（請求について判断しなかった判決に対する控訴の提起）

上記当事者間の石垣市平得大俣地域への陸上自衛隊配備計画の賛否を問う住民投票において投票することができる地位にあることの確認請求事件（那覇地方裁判所令和3年（行ウ）第5号）について、令和5年5月23日言い渡された判決は、全部不服であるから下記のとおり控訴する。

原判決主文の表示

- 1 原告らの訴えをいずれも却下する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

控 訴 の 趣 旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 控訴人らが、平成30年12月20日直接請求された石垣市平得大俣地域への陸上自衛隊配備計画の賛否を問う住民投票において投票することができる地位にあることを確認する。
- 3 被控訴人が、石垣市平得大俣地域への陸上自衛隊配備計画の賛否を問う住民投票を実施しないことをもって、控訴人らに石垣市平得大俣地域への陸上自衛隊配備計画の賛否を問う住民投票において投票権の行使をさせないことは違法であることを確認する。
- 4 被控訴人が、石垣市平得大俣地域への陸上自衛隊配備計画の賛否を問う住民投票を実施しないのは違法であることを確認する。
- 5 訴訟費用は第一、二審を通じて被控訴人の負担とする

控 訴 の 理 由

詳細は追って、控訴理由書を提出する。

添 付 書 類

1 控訴状副本

1 通

当事者目録

〒 沖縄県石垣市

控訴人 金城 龍太郎

〒 沖縄県石垣市

控訴人

〒 沖縄県石垣市

控訴人

〒904-2143 沖縄県沖縄市知花6丁目11番39号

そよかぜ法律事務所（送達場所）

控訴人ら訴訟代理人弁護士 大井 琢

〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち4-10-38

スカイガーデンビル3階

新都心法律事務所

控訴人ら訴訟代理人弁護士 中村 昌樹

〒907-8501 沖縄県石垣市美崎町14番地

被控訴人 石垣市

被控訴人代表者市長 中山 義隆